

療育手帳手帳障害等級判定基準（１８歳未満）

知的障害とは、生まれる以前あるいは生後何らかの原因によって、知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものです。

療育手帳の取得にあたっては、①１８歳未満の発症、②おおむねIQ７０以下、③適応行動の障害を伴うもの、この３点が必要な条件になります。知的障害を伴わない「発達障害」は療育手帳の対象とはなりません。

障害の程度により④「最重度」、A「重度」、B「中度」、C「軽度」の４種類に分けられます。

等級	障害の状況
④ 「最重度」	・ 知能指数がおおむね２０以下に該当する程度であるもの ・ 知能指数がおおむね３５以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの - ア 視覚障害（両眼の視力の和が０．０３又は０．０４） - イ 聴覚障害（聴力レベル１００デシベル以上） - ウ 両上肢機能障害（次の２つ以上が要介助） ◇食事 ◇洗面 ◇排せつの処理 ◇衣服の着脱 - エ 両下肢機能障害（次の１つ以上が要介助） ◇階段の昇降 ◇室内の歩行 - オ 体幹機能障害（次の２つ以上が要介助） ◇座位の保持 ◇起立保持 ◇立ち上がり
A 「重度」	・ 知能指数がおおむね３５以下で、次のいずれかに該当する程度のもの - ア 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの - イ 頻繁なてんかん発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの ・ 知能指数がおおむね５０以下で、身体障害者手帳１、２、３級相当が合併しているもの
B 「中度」	・ 知能指数がおおむね５０以下であって、食事、着脱衣、排せつ、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの
C 「軽度」	・ 知能指数がおおむね７０以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要な程度のもの